

# 国民健康保険、後期高齢者医療制度へ 加入されている方へお知らせ

国の法律により、令和6年12月2日より従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを保険証として使用することを基本とする仕組みに移行となりました。

ただし、マイナンバーカードをお持ちでない方やマイナンバーカードに健康保険の情報を登録していない方でも、申請をせずに保険証の代わりとなる「資格確認書」が発行されます。

## ■お手元の健康保険証が使用できる期限

お手元の保険証は、有効期限満了の令和7年7月31日まで使用することができます。

有効期限が切れる前の7月中に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のどちらかを郵送でお届けします。

## ■7月中に保険証の代わりにお届けするもの

- ・マイナンバーカードをお持ちでない方、健康保険の情報を登録していない方

→「資格確認書」をお送りします。

- ・マイナンバーカードに健康保険の情報を登録している方

→「資格情報のお知らせ」をお送りします。

※「資格確認書」をご希望の方は、申請をすることで発行が可能です。

マイナ保険証をお持ちの方も持ちでない方も、これまでどおり健康保険を利用した診療を受けられますので、ご安心ください。

※マイナ保険証とは健康保険の情報が登録されているマイナンバーカードのことです。

申込先・問合せ 健康福祉課国保グループ ☎ 7072

## 早来地区でのハイヤー営業日について

広報笑顔1月号において、地域おこし協力隊員の病気退職による営業日の変更についてお知らせしましたが、2月時点での今後の見通しについて、以下のとおりお知らせします。

### 【早来地区でのハイヤー営業】

	1月31日(金)まで	2月1日(土)から	5月～6月上旬から
月曜～金曜	8時30分～18時50分 (予約受付：8時～18時30分)	8時30分～18時50分 (予約受付：8時～18時30分)	隊員の補充募集に対して 複数の応募見込みがある ことから、この頃に再開 となる予定
土曜		休業	
日曜・祝日	休業		休業

予約先 (有)追分ハイヤー早来地区担当ドライバー専用電話 ☎ 7045

問合せ (有)追分ハイヤー本社 ☎ 3867 (問合せ対応時間 8時～17時)  
(町の公共交通担当課) 政策推進課政策推進グループ ☎ 2751



安平町の  
公共交通  
ページ